

# ○予備自衛官勤務記録表等の記載要領について（通達）

昭和 45 年 7 月 13 日

海幕人第 3564 号

改正 昭和 61 年 2 月 13 日 海幕人第 690 号〔普通昇給の実施に関する通達等の一部変更について（通達）9 項による改正〕

昭和 62 年 10 月 1 日 海幕人第 4824 号〔第 1 次改正〕

平成 19 年 1 月 9 日 海幕補第 127 号〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律の制定に伴う関連通達の一部変更について（通達）5 項による改正〕

平成 24 年 9 月 4 日 海幕補第 7471 号〔第 2 次改正〕

平成 28 年 5 月 18 日 海幕補第 606 号〔第 3 次改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

予備自衛官勤務記録表等の記載要領について（通達）

標記について、海上自衛隊の予備自衛官の人事記録に関する達（昭和 45 年海上自衛隊達第 50 号）第 6 条の規定に基づき、別紙のとおり定める。

添付書類：別紙「予備自衛官勤務記録表及び予備自衛官勤務記録表抄本の記載要領」

予備自衛官等勤務記録表及び予備自衛官等勤務記録表抄本の記載要領

1 予備自衛官等勤務記録表の記載要領

(1) 職域特技系列欄

幹部自衛官の経歴管理に関する達（昭和62年海上自衛隊達第27号）第2条第1項第8号に規定する職域特技系列のうち該当する名称を記入する。

(2) 認識番号欄

身分符号のうち、該当するものの末尾に「R」を付する。

(3) 勤務記録欄

ア 次に掲げる事項は、階級・号俸欄に記入する。

なお、記入事項が長く階級・号俸欄に記入しきれないときは、記事欄に続けて記入して差し支えない。

- (ア) 採用
- (イ) 階級の指定
- (ウ) 昇進
- (エ) 継続任用
- (オ) 退職
- (カ) 免職
- (キ) 死亡
- (ク) 号俸の指定

イ 次に掲げる事項は、記事欄に記入する。

- (ア) 防衛招集
- (イ) 国民保護等招集
- (ウ) 災害招集
- (エ) 予備自衛官は訓練招集、予備自衛官補は教育訓練招集
- (オ) 担当地方協力本部の変更
- (カ) その他アに掲げる事項以外の事項

ウ 記入例を付紙に示す。

2 予備自衛官等勤務記録表抄本の記載要領

(1) 職域特技系列欄

第1項第1号に同じ。

(2) 認識番号欄

身分符号のうち、該当するものを○で囲む。本籍番号及び一連番号は、勤務記録表から転記する。

(3) 現住所欄

鉛筆記入とする。

(4) 留守担当者欄

鉛筆記入とし、本人との続柄又は関係を続柄欄に記入する。

(5) 特技欄

勤務記録表から転記するほか、予備自衛官等に採用後新たに認定された特技について記入する。

(6) 接尾語欄

勤務記録表から転記するほか、予備自衛官等に採用後新たに付与された接尾語について記入する。

(7) 学歴欄

勤務記録表から転記するほか、予備自衛官補は採用されたときの学歴を記入する。また、予備自衛官に採用後の新たな学歴について記入する。

(8) 傷病歴欄

予備自衛官等に採用後の傷病について記入する。

(9) 入隊・出身期別欄

該当する欄に記入するほか、幹部の階級に指定された予備自衛官等にあつては、西暦下2桁による期別を入隊・出身期別の末尾の期に記入する。

(10) 資格免許等（接尾語）欄

予備自衛官は勤務記録表から転記し、予備自衛官補は採用されたときの学歴を記入する。また、予備自衛官に採用後の新たな資格免許について記入する。

(11) 自衛官階級欄

防衛省の職員に採用されてから自衛官を離職するまでの階級（又は級）及びその任命年月日について順をおって記入し、末尾に自衛官を離職した理由及び離職年月日を記入する。

(12) 賞罰欄

予備自衛官等に採用後の賞詞及び善行ほう賞について記入する。

(13) 勤務記録欄

第1項第3号に同じ。

添付書類：付紙「勤務記録欄の記入例」

勤務記録欄の記入事項及び記入要領

記入事項・記入要領	記 入 例				
<p>1 採用、階級の指定及び昇進</p> <p>(1) 予備自衛官の採用及び階級の指定をしたときは、自衛官勤務記録の次の欄を空白とし、①のように記入する。昇進したときは②のよう記入する。</p> <p>(2) 予備自衛官補の採用をしたときは、自衛官勤務記録の欄から①のように記入する。予備自衛官に任官されたときは②のように記入する。</p> <p>2 継続任用</p> <p>3 退職</p> <p>依願退職のときは①、任期满了退職のときは②のように記入する。</p> <p>4 免職</p> <p>記事欄は予備自衛官又は、予備自衛官補と記入する。</p> <p>5 死亡</p>	年月日	階級・号俸	記 事	発令根拠	
	19.3.31	定年退職			
	①	20.4.1	予備自衛官に	採用する	
	②		予備1等海曹	の階級を指定する	青森地本人5
	②	23.4.1	予備海曹長の	階級を指定する(昇進)	千葉地本人9
	①	20.4.1	予備自衛官補	に採用する	海人5
	②	23.4.1	予備自衛官に	任官する	
	②		予備3等海尉	の階級を指定する	海人5
	24.4.1	自衛隊法第6	8条第2項の規定により引き続き任用する	青森地本人1	
	①	23.3.31	退職を承認す	る	長崎地本人19
	②	23.3.31	任期满了退職		広島地本人20
	22.8.1	予備自衛官【	補】を免ずる	東京地本人11	
	22.3.25	死亡(非公務	)		

勤務記録欄の記入事項及び記入要領

記入事項・記入要領	記入例																				
<p>6 防衛招集、国民保護等招集及び災害招集（以下「防衛招集等」という。）</p> <p>(1) 防衛招集等の発令</p> <p>ア 「年月日」欄は、出頭日記入する。</p> <p>イ 「記事」欄は、防衛招集命令書、国民保護等命令書又は災害招集命令書（以下「防衛招集命令書等」という。）の命令文を記入し、出頭部隊等を括弧書きする。</p> <p>ウ 「発令根拠」欄は、防衛招集命令書等の交付番号を記入する。</p> <p>(2) 防衛招集等後の発令</p> <p>ア 「年月日」欄は、付日を記入する。</p> <p>イ 「記事」欄は、発令どおり記入する。号俸の指定があった場合は、階級・号俸欄から記入する。</p> <p>ウ 「発令根拠」欄は、人事発令、個別命令又は配置指定書の番号を記入する。</p>	<table border="1" data-bbox="974 497 2045 571"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>階級・号俸</th> <th>記事</th> <th>発令根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24.1.1</td> <td></td> <td>防衛招集を命ずる（横須賀地方総監部）</td> <td>東方15</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="974 874 2045 986"> <tbody> <tr> <td>24.1.1</td> <td>20号俸を結</td> <td>する</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>横須賀警備隊勤務を命ずる</td> <td>横地人発35</td> </tr> <tr> <td>24.1.1</td> <td></td> <td>港務隊（陸上員）に配置する</td> <td>横警50</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	階級・号俸	記事	発令根拠	24.1.1		防衛招集を命ずる（横須賀地方総監部）	東方15	24.1.1	20号俸を結	する				横須賀警備隊勤務を命ずる	横地人発35	24.1.1		港務隊（陸上員）に配置する	横警50
年月日	階級・号俸	記事	発令根拠																		
24.1.1		防衛招集を命ずる（横須賀地方総監部）	東方15																		
24.1.1	20号俸を結	する																			
		横須賀警備隊勤務を命ずる	横地人発35																		
24.1.1		港務隊（陸上員）に配置する	横警50																		

勤務記録欄の記入事項及び記入要領

記入事項・記入要領	記入例																
<p>(3) 防衛招集等の取消し又は猶予若しくは解除（以下「取消し等」という。）</p> <p>ア 「年月日」欄は、取消し等の日を記入する。</p> <p>イ 「記事」欄は、命令どおり記入する。防衛招集等の取消し等理由及び取消し等の日に勤務していた部隊名等を括弧書きする。</p> <p>ウ 「発令根拠」欄は、個別命令の番号を記入する。</p> <p>7 訓練招集及び教育訓練招集（以下「訓練招集等」という。）</p> <p>(1) 訓練招集等終了者</p> <p>ア 「年月日」欄は、出頭日を記入する。</p> <p>イ 「記事」欄は、訓練招集又は教育訓練招集及び訓練招集等日数を記入し、出頭部隊等を括弧書きする。</p> <p>ウ 「発令根拠」欄は、訓練招集等命令書の交付番号を記入する。</p>	<table border="1" data-bbox="981 395 2047 539"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>階級・号俵</th> <th>記事</th> <th>発令根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 21.9.30</td> <td></td> <td>施行令第88条（心身の故障）により解除する。（八戸航空基地隊）</td> <td>青森地本18</td> </tr> <tr> <td>② 24.1.3</td> <td></td> <td>防衛招集を解除する（横須賀警備隊）</td> <td>京都地本20</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：①は出頭した予備自衛官を防衛招集部隊等の長が心身の故障による理由で解除、②は防衛招集の必要がなくなり解除した場合の例である。</p> <table border="1" data-bbox="967 938 2056 976"> <tbody> <tr> <td>24.10.1</td> <td></td> <td>【教育】訓練招集5日間（横須賀教育隊）</td> <td>東方股命40</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	階級・号俵	記事	発令根拠	① 21.9.30		施行令第88条（心身の故障）により解除する。（八戸航空基地隊）	青森地本18	② 24.1.3		防衛招集を解除する（横須賀警備隊）	京都地本20	24.10.1		【教育】訓練招集5日間（横須賀教育隊）	東方股命40
年月日	階級・号俵	記事	発令根拠														
① 21.9.30		施行令第88条（心身の故障）により解除する。（八戸航空基地隊）	青森地本18														
② 24.1.3		防衛招集を解除する（横須賀警備隊）	京都地本20														
24.10.1		【教育】訓練招集5日間（横須賀教育隊）	東方股命40														

